

笠岡諸島交流センター指定管理者募集に係る質問及び回答について

番号	質問日	回答日	事業者からの質問	笠岡市からの回答
1	9月9日	9月13日	協定書について、指定管理に係る協定書(案)は呈示して貰えるでしょうか。	提示します。
2	9月9日	9月13日	敷地面積について、当該施設の敷地面積は1,101.49㎡となっているが、当該所在地の登記簿上の地積と同じでしょうか。相違している場合は、どういった理由で除外しているのか教示ください。	敷地面積は、本建物及び周辺の敷地の面積であり、市道部分を除いております。また、屋外公衆便所は敷地面積に含まれておりません。
3	9月9日	9月13日	国土交通省のみなとオアシスの登録について、登録目標時期を教示願いたい。	令和元年度中の認定を目指しています。
4	9月9日	9月13日	券売機等の備品一覧について、当施設にある備品一覧表を呈示して貰えないのか。また、それを使用するにあたって徴収規定はあるのでしょうか。	券売機は笠岡市の備品ではありません。笠岡市所有の備品については備品一覧の提示を行います。なお、徴収については指定管理者仕様書8 業務遂行にあたっての注意事項等(4)によります。
5	9月9日	9月13日	新設予定の棧橋について、笠岡港(住吉地区)内に将来新設予定の棧橋が完成した時には、棧橋を管理することになっている。その場合、指定管理料の変更はあるのか。	新棧橋は岡山県が計画し、設置する予定のものです。完成及びその管理については現段階では未定ですので、その時点での協議になります。
6	9月9日	9月13日	開館時間等については、多目的スペース等の利用が無い場合、旅客定期航路事業に必要な時間とするとなっているが、台風等により前日から運休することが分かっている場合は設置条例第3条第2項の規定を適用することができるのでしょうか。	当施設は、交流を目的に設置しているものであり、また、土砂災害の避難場所に指定されていますので、気象状況等によって、笠岡市と協議してください。
7	9月9日	9月13日	1階管理事務所について、各種警報装置等の機器が1階管理事務所にあると仄聞するが、三洋汽船株の社員が不在時間に入室する場合がありますと思う。そうした時の対応策は考えてもらえるのでしょうか。	1階管理事務所の使用者と信頼関係の中で入室し、必要な作業を行ってください。